

株 主 各 位

名古屋市港区船見町1番地86

株式会社 **ダイセキ**

代表取締役社長 柱 秀 貴

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、本年は、株主の皆さまの安全確保を最優先といたしたく、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の【事前の議決権行使方法についてのご案内】に従って、2022年5月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2022年5月26日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 名古屋市港区船見町1番地86 当社本社ビル4階会議室   |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | <ol style="list-style-type: none"><li>第64期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li><li>第64期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件</li></ol> |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案           | 定款の一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査等委員である取締役3名選任の件  |

株主様へのお土産はご用意しておりませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiseki.co.jp/IR/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染防止に向けた株主様へのお願い及び当社の対応について

1. 株主様へのお願い
  - ・株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面又はインターネット等による事前の議決権行使にご協力いただきますようお願い申し上げます。
2. ご来場される株主様へ
  - ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
  - ・株主総会会場におきましては、必ずマスクのご着用をお願いいたします。また、ご入場の際にはアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いいたします。
  - ・ご入場前に検温させていただき、37.5度以上の発熱が確認されたり体調のすぐれないご様子がお見受けされたりした場合には、ご入場をご遠慮いただくこと等もごございますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
  - ・会場内では、席を空けてご着席をお願いすることがあります。
3. 当社の対応について
  - ・株主総会に出席する当社運営係員は、体調に問題がないことを確認した上でマスクを着用してご対応させていただきます。
  - ・当日の飲料のご提供はいたしませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
  - ・「名鉄柴田駅西出口」から会場までの送迎用タクシーにつきましては、今回ご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上、ご理解とご協力のほど、宜しくようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.daiseki.co.jp/>）にてお知らせいたします。

## 事前の議決権行使方法についてのご案内



### 1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

行使期限

2022年5月25日（水曜日）午後5時30分までに到着



### 2 インターネットによる議決権行使

後記（4頁～5頁）の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2022年5月25日（水曜日）午後5時30分まで



### スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

# インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

## 議決権行使期限

2022年5月25日（水）

午後5時30分まで

## ■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

### 1. QRコードを読み取る

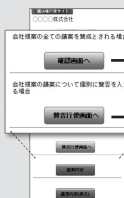


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



### 3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

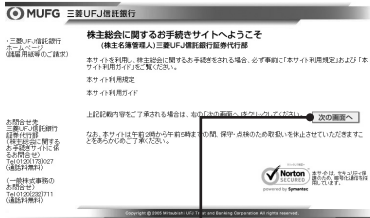
2回目以降のログインの際は…右頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

## 機関投資家の皆様へ

株式会社CJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

# ログインID・仮パスワードを入力する方法

## 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



**「次の画面へ」をクリック**

## 2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

**「ログイン」をクリック**

## 3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力

**「送信」をクリック**

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



## ご注意事項

- インターネットにより議決権行使をされる場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部(ヘルプデスク)

**0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第64期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするとともに、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき32円とさせていただきますと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,618,191,424円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年5月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

監査等委員会は、各候補者の資質や業務執行状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。その結果、各候補者は、深い専門的知識と豊富な経験を有しているとともに、取締役としての適格性も備えており、当社の業績向上に大きく貢献していることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	やま もと てつ や <b>山本 哲也</b> (1965年1月9日) (男 性)	1989年4月 株式会社日立製作所入社 1989年10月 当社入社 1995年3月 技術開発部長 1995年5月 取締役 2000年3月 常務取締役 2001年3月 名古屋事業所長 2006年5月 専務取締役 2009年5月 事業統括本部本部長 (現任) 2015年3月 取締役副社長 2020年5月 取締役副社長執行役員 (現任)	526,896株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 事業統括本部長として、当社の成長・発展に大きな貢献を果たしてきた実績と豊富な見識・経験を有することを踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。	
2	い とう やす お <b>伊藤 泰雄</b> (1972年9月20日) (男 性)	1996年2月 当社入社 2010年3月 名古屋事業所長 2010年5月 取締役 2013年5月 常務取締役 2015年3月 専務取締役 2018年3月 事業統括本部 2020年5月 取締役専務執行役員 (現任) 2020年5月 事業統括本部経営企画室室長 (現任)	101,929株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社の基幹である名古屋事業所長として、会社全体の営業関連業務を牽引してきた実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
3	あまのこうじ 天野 浩二 (1960年6月16日) (男 性)	1985年6月 当社入社 2000年9月 九州事業所長 2003年5月 取締役 2003年9月 関東事業所長 2013年5月 常務取締役 2015年3月 事業統括本部副本部長 (現任) 2015年3月 専務取締役 2019年9月 関西事業所長 2020年5月 取締役専務執行役員 (現任)	12,672株
	【取締役候補者とした理由】 事業所長として豊富な現場経営の経験を有し、また、事業統括副本部長として、事業全般を統括してきた実績を踏まえ、引続き取締役として適任と判断しました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表 (スキルマトリックス) は、13頁の「【ご参考】」をご参照ください。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	さ はし のり かず 佐橋典一 (1958年8月14日) (男性)	1987年4月 名古屋市議員初当選 以後6期連続当選 2005年5月 第80代名古屋市議長 2011年7月 東亜合成株式会社非常勤管理部渉 外担当（囑託）（現任） 2012年5月 当社監査役 2016年5月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、元政治家としての経験から社会的及び行政的な見地を当社の監査に反映していただくことを期待したため、引続き監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。			
2	みず の のぶ かつ 水野信勝 (1952年12月11日) (男性)	1976年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2003年7月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2017年6月 有限責任監査法人トーマツ退職 2017年7月 水野信勝公認会計士事務所所長 （現任） 2017年9月 フルハシEPO株式会社社外取締役 （現任） 2018年5月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） （重要な兼職の状況） フルハシEPO株式会社 社外取締役	760株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】			
同氏は公認会計士として長年にわたり第一線で活躍した経験を有しており、当社の財務の健全性及び正確性の観点から助言を行っていただくことを期待したため、引続き監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	かこみつよ 加古三津代 (1954年4月6日) (女性)	1978年4月 愛知県職員奉職 2014年4月 愛知県教育委員会次長 2015年3月 愛知県職員退職 2016年6月 学校法人愛知大学理事・評議員 (現任) 2018年10月 知多市教育委員会委員 (現任) 2020年5月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一株
	<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年愛知県職員として、特に教育関係に長く携われた経験から、行政的及び教育的な見地、そして女性ならではの視点で助言を行っていただくことを期待したため、引続き監査等委員である社外取締役として適任と判断しました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐橋典一氏は、東亜合成株式会社の非常勤管理部渉外担当（嘱託）であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
3. 水野信勝氏は、フルハシEPO株式会社の社外取締役であり、同社は当社と営業上の取引関係がありますが、その額は僅少（当社連結売上高の1%未満）であり、同氏と当社との間に、人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
4. 佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は社外取締役候補者であります。
5. 佐橋典一氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 水野信勝氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 加古三津代氏は、現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引続き独立役員となる予定であります。
9. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、在任途中に当該保険契約を更新する予定であります。
10. 各候補者のスキルを表したスキル一覧表（スキルマトリックス）は、13頁の【ご参考】をご参照ください。

【ご参考】 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を踏まえ、各個人として人望があり、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有する者であるとともに、判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。

本招集ご通知の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	役職	年齢	性別	在任期間	委員会		企	業	経	グ	営	管	財	サ	技	人
					指	監査										
山本 哲也	代表取締役 社長議長	57	男性	27	○		●	●					●	●	●	
伊藤 泰雄	代表取締役 副社長	49	男性	12	○		●		●	●	●					
天野 浩二	取締役	61	男性	19				●			●					●
佐橋 典一	独立社外 取締役	63	男性	6	○	○	●					●		●		
水野 信勝	独立社外 取締役	69	男性	4	○	○			●			●	●			
加古三津代	独立社外 取締役	68	女性	2	○	○			●			●				●

- (注) 1. 年齢及び在任期間については、2022年5月26日開催予定の第64回定株主総会終結時点のものとなります。
2. 独立社外取締役監査等委員である水野信勝氏は指名・報酬委員会及び監査等委員会の委員長であります。
3. 指：指名・報酬委員会 企：企業経営 業：業界知識 経：経営戦略 グ：グローバル 営：営業マーケティング 管：管理リスク 財：財務会計 サ：サステナビリティ 技：技術イノベーション 人：人材・教育・ダイバーシティ

以上

## (提供書面)

# 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、上半期においては、昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中で発出された政府による緊急事態宣言や、広い範囲で断続的に適用されたまん延防止等重点措置が、経済活動に対して大きな制約となりました。

下半期に入ると、新型コロナウイルスワクチン接種が世界的に進んだこと等により新規感染者が減少傾向となったため、9月末には緊急事態宣言が解除され、徐々に規制が緩和されるなど、一旦は経済にも明るい兆しがみられるようになりました。しかし、新たな変異株の発生により再び世界的な感染拡大が起り、その影響により半導体不足やサプライチェーンの混乱、さらには資源価格の高騰等により、上半期においては回復傾向を示していた我が国鉱工業生産も、9月以降は低下傾向となりました。

こうした経済情勢下、当社グループの主力事業である工場廃液を中心とした産業廃棄物の処理業は、国内鉱工業生産の回復とともに受注量・工場稼働率は昨年度より上昇傾向となりました。しかしながら9月以降は国内鉱工業生産の下落の影響を受け、受注量の増加ペースは減速することとなりました。また、原油価格の高騰によるエネルギー価格上昇の影響により、当社の生産するリサイクル燃料等の価格も上昇傾向をたどりました。さらには、世界的にカーボンニュートラルへの動きが本格化する中、当社のリサイクル中心の処理方法やリサイクル燃料に対する社会的評価はさらに高まってまいりました。こうした背景を受け、中長期的な成長に向けた大型の設備投資に着手し、また営業活動においても、新型コロナウイルスによる制約が緩やかに緩和されたことにより、積極的な営業展開が徐々に可能となってまいりました。これらにより、増収増益を確保し、利益面では過去最高益を更新いたしました。

株式会社ダイセキ環境ソリューションが手掛ける土壌汚染処理関連事業は、引き続き、大都市圏における低価格競争は激しいものでしたが、同社の強みを生かしたコンサルティング営業等により高利益率案件の獲得に向けた営業活動を積極的に展開いたしました。さらには、大型インフラ整備関連事業や都市再開発案件を積極的に獲得することにより、利益率の改善を進め、増収増益を確保いたしました。

た。

株式会社ダイセキMC Rが手掛ける鉛りサイクル事業は、ほぼ100%の稼働状況、ならびに鉛相場の高止まりにより、採算は大きく改善し、増収増益を確保いたしました。また、システム機工株式会社が手掛ける大型タンク等の洗浄事業は、引続きほぼ100%の稼働を続けながら継続的にシェア拡大を図り、増収増益を確保いたしました。また、今後の事業拡大のために、引続き人材確保ならびに教育を強化し、設備増強も図ることにより、次期以降の事業拡大の準備を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高56,867百万円(前年同期比10.3%増)、営業利益12,940百万円(同26.3%増)、経常利益13,118百万円(同25.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8,376百万円(同28.4%増)と増収増益を確保し、いずれも過去最高の業績となりました。

当社グループは、環境関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

## **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は4,038百万円であります。

## **(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 61 期 2019年 2 月期	第 62 期 2020年 2 月期	第 63 期 2021年 2 月期	第 64 期 (当連結会計年度) 2022年 2 月期
売 上 高 (百万円)	51,313	54,088	51,530	56,867
経 常 利 益 (百万円)	9,199	11,025	10,451	13,118
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	6,110	7,044	6,521	8,376
1株当たり当期純利益 (円)	119.08	137.23	126.97	164.02
総 資 産 (百万円)	85,522	92,050	95,756	99,264
純 資 産 (百万円)	70,957	76,313	80,717	83,443
1株当たり純資産額 (円)	1,267.46	1,363.96	1,440.44	1,501.98

(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第62期の期首から適用しており、第61期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

2. 2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合をもって株式分割を行っております。第61期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (5) 対処すべき課題

##### ① コンプライアンス体制の充実

環境関連事業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした環境関連法規制の遵守を企業の最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。

##### ② グループ連携の強化

グループ連携をさらに強化し、情報の共有化を図り、複雑化・高度化する環境に対する社会的ニーズに対応できる体制を整えてまいります。

##### ③ 関東地区・関西地区での事業拡大

当社グループは、引続きエリア戦略として、大規模な市場を有しかつ相対的に当社グループのシェアが低い関東地区・関西地区に対し、業容拡大のための積極的な設備投資と営業力の注入を第一に位置付け、実行してまいります。

##### ④ リサイクル技術の向上

当社グループの産業廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。当社グループは、積極的な研究開発・設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図っ



てまいります。

### ⑤ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握によりの確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また迅速な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの再構築に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでまいります。

## (6) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

環 境 関 連 事 業	廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック・グリース類エマルジョン等の処理 鉱物油・工業用潤滑油・圧延油・焼入油・有機溶剤等の再生処理 船舶廃油引取処理 汚泥・油泥等の処理 化学プラント・パイプクリーニング工事 船舶清掃 下水道・側溝・廃水ピット・各種タンク洗浄 保全工事・流出油回収作業 計量証明書発行 土壌汚染調査・浄化处理 PCB調査・処理 廃石膏ボードリサイクル処理 使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売 VOCガス回収作業 COW洗浄機器販売 離型剤・工業用潤滑油・高圧絶縁油・合成潤滑油・塗料剥離剤等の製造、販売 各種燃料油・潤滑油・化学薬品の販売
-------------	---

(7) 主要な営業所及び工場ならびに使用人の状況（2022年2月28日現在）

① 主要な営業所及び工場

株式会社ダイセキ	本社	名古屋市港区
	名古屋事業所	名古屋市港区
	北陸事業所	石川県白山市
	関西事業所	兵庫県明石市
	九州事業所	北九州市若松区
	関東事業所	栃木県佐野市
	千葉事業所	千葉県袖ヶ浦市
北陸ダイセキ株式会社	本社	石川県金沢市
株式会社ダイセキ環境ソリューション	本社	名古屋市瑞穂区
	東京本社	東京都港区
	関西支社	大阪市大正区
	名古屋リサイクルセンター	愛知県東海市
	弥富リサイクルセンター	愛知県弥富市
	岐阜リサイクルセンター	岐阜県可児市
	横浜生麦リサイクルセンター	横浜市鶴見区
	横浜恵比須リサイクルセンター	横浜市神奈川区
大阪リサイクルセンター	大阪市大正区	
株式会社グリーンアローズ中部	東海リサイクルセンター	愛知県東海市
株式会社グリーンアローズ九州	九州リサイクルセンター	福岡県糟屋郡
株式会社ダイセキMCR	本社・平出工場	栃木県宇都宮市
	宇都宮リサイクルセンター	栃木県宇都宮市
システム機工株式会社	本社	東京都港区

## ② 従業員の状況

### イ. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,076名	36名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

### ロ. 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
710名	28名増	40.6歳	11.3年

(注) 従業員数は就業員数であります。

## (8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイセキ環境ソリューション	2,287百万円	54.0%	土壌汚染処理・産業廃棄物処理受託
株式会社ダイセキMC R	30百万円	100.0%	使用済バッテリーの収集運搬・再生利用 鉛の精錬 非鉄金属原料の販売
システム機工株式会社	90百万円	100.0%	タンク洗浄及びタンクに付帯する工事 VOCガス回収作業 スラッジ減量化作業 COW洗浄機器販売

## (9) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	2,350百万円
株式会社三井住友銀行	400百万円
株式会社愛知銀行	125百万円

## **(10) 剰余金の配当方針**

当社は、株主各位への積極的な利益還元を実行していくため、業績に対応した配当の実施、自社株購入等による株主還元を最重要課題として考えております。従って、業績の推移、業界環境、配当性向を勘案し、併せて経営基盤ならびに企業体質の強化と中長期的な事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して、配当を決定する方針を採っております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

配当性向に関しては、増益率を上回る増配率を維持することにより配当性向を徐々に引上げていくとともに、必要に応じて株式分割及び自社株購入を実行し、業績の向上に伴う株主還元を積極的に進めてまいります。

## **(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 79,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 50,568,482株（自己株式431,518株を除く）

(注) 1.2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は8,600,000株増加しております。

2.2021年11月18日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は600,000株減少しております。

- (3) 当事業年度末の株主数 5,307名  
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,826	13.50
株式会社日本カストディ銀行	5,725	11.32
J P M O R G A N C H A S E B A N K	4,759	9.41
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y	2,891	5.71
有限会社こども未来研究所	2,580	5.10
株式会社三菱UFJ銀行	1,587	3.14
伊藤 喜代子	1,252	2.47
有限会社博泰	1,228	2.42
株式会社アセットマネジメント	1,117	2.21
伊藤 博之	1,084	2.14

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### **(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況**

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、2018年5月24日開催の第60回定時株主総会決議に基づき、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。本制度の概要は以下のとおりであります。

- ・ 報酬総額

年額200百万円以内

- ・ 割り当てる株式の総数

年60,000株以内

- ・ 譲渡制限期間

本払込期日から10年間

- ・ 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間の満了をもって制限を解除する。ただし、任期満了、その他正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。

これを受け、2021年5月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月25日付で取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し自己株式4,500株の処分を行っております。

### **3. 会社の新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の状況（2022年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長執行役員	伊 藤 博 之	
代表取締役社長執行役員	柱 秀 貴	株式会社イトジ代表取締役
取締役副社長執行役員	山 本 哲 也	事業統括本部本部長
取締役専務執行役員	天 野 浩 二	事業統括本部副本部長
取締役専務執行役員	伊 藤 泰 雄	事業統括本部経営企画室室長
社外取締役監査等委員	佐 橋 典 一	
社外取締役監査等委員	水 野 信 勝	フルハシE P O株式会社社外取締役
社外取締役監査等委員	加 古 三津代	

- (注) 1. 取締役のうち、佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
4. 社外取締役（監査等委員である取締役）水野信勝氏は、公認会計士等の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、経営の意思決定及び監督機能と執行機能を分離することにより、業務執行の効率化、迅速化、責任の明確化を図り、機動的かつ効率的な経営体制を構築するため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼任者を除く執行役員5名の氏名及び役職は次のとおりです。

執 行 役 員	伊 坂 俊 保	名古屋事業所長
執 行 役 員	梅 谷 伊 三 雄	事業統括本部
執 行 役 員	安 永 辰 弥	関東事業所長
執 行 役 員	甲 斐 尚	関西事業所長
執 行 役 員	片 瀬 秀 樹	企画管理本部長

### (2) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害等が填補されます。なお、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### (3) 会社役員の報酬等に関する事項

#### イ. 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	223 (-)	194 (-)	- (-)	29 (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (5)	5 (5)	- (-)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	229 (5)	199 (5)	- (-)	29 (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く。)の報酬限度額 (使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。)は、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。)の員数は、5名です。また、2020年5月28日開催の第62回定時株主総会において、上記報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために取締役 (監査等委員を除く。)及び執行役員に対して支給する金銭報酬債権として、報酬限度額は年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く。)及び執行役員の員数は、11名 (取締役 (監査等委員を除く。)5名、取締役を兼務しない執行役員6名)です。
2. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。
3. 取締役 (監査等委員)の報酬限度額は、2016年5月26日開催の第58回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員)の員数は、3名 (うち、社外取締役は2名)です。

#### ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に係る事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

##### ・基本方針

当社取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下同じ)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。



- ・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に決定するものとする。
- ・株式報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針  
2020年5月28日付取締役会で決議された、「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき支給する。
- ・株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針  
株式報酬は最大で報酬全体の30%を支給する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項  
取締役の個人別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員柱秀貴に取締役の年額報酬の役位別、個人別の配分の具体的内容の決定を委任する。会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果を判断するには、代表取締役社長執行役員が適していると判断している。なお、株式報酬については、「譲渡制限付株式報酬内規」に基づき取締役会で取締役個人別の割り当て株式数を決議する。監査等委員である取締役に対する報酬は、株主総会で決議された報酬の上限額の範囲内で、監査等委員会での協議により決定する。
- ・上記のほか報酬等の決定に関する事項  
取締役会の任意の諮問機関として代表取締役社長、独立社外取締役および取締役会の決議によって選任された取締役である委員4名以上で構成した指名・報酬委員会を設置し、報酬等の方針決定、個人別の報酬等の内容等について審議を行い、その結果を取締役に助言・提言を行う。取締役会は、その答申を受けて株主総会で承認された内容及び金額の範囲内で役員の報酬を決定する。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断している。

#### (4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職に関する事項

社外取締役(監査等委員)水野信勝氏は、フルハシE P O株式会社の社外取締役を兼務しております。同社は当社の取引先ですが、同社との取引実績は当社連結売上高の1%未満であり、僅少であります。

ハ. 各社外役員の主な活動状況

		活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	佐橋 典一	取締役会21回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。元政治家として、行政全般に精通し、企業経営を統治するのに十分な見識から発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	水野 信勝	取締役会21回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士として長年にわたり第一線で活躍した経験を有しており、当社の財務の健全性や正確性の観点から発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	加古 三津代	取締役会21回のすべてに出席し、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。長年愛知県職員として、特に教育関係に長く携われた経験から、行政的及び教育的な見地、そして女性ならではの視点で発言・アドバイスを行っており、適切な役割を果たしております。また、内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	28百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	57百万円

(注) 上記イ.の報酬等の額には公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額を記載しております。また、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記イ.の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は下記のとおり「内部統制基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制整備を図っています。

「内部統制基本方針」

#### ①基本的な考え方

イ. 当社は、「ダイセキ倫理憲章」において「社会的役割と責任」「法令等の遵守」「人権の尊重と自由闊達な企業風土の醸成」の3項目を企業行動の指針として掲げ、社会とともに成長・発展していくことを基本姿勢としている。当業界のリーダー企業として持続的な発展を遂げていくために、内部統制システムを整備し、倫理憲章の具体化を図っていくことを基本とする。

ロ. 取締役会は、内部統制基本方針を策定し、内部統制の実施状況に対する指示・監督を行うとともに、整備・運用状況をチェックし、適宜、基本方針・対応策の見直しを実施する。

ハ. 代表取締役社長を長とする内部統制システム推進委員会を組織し、内部統制システムプログラム等による実践を通じ、財務報告の信頼性の確保を中心に具体的に展開する。

#### ②当社および子会社の取締役、執行役員ならびに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の定める「倫理綱領（経営理念）（倫理憲章）（行動規範）」を代表取締役社長の強いリーダーシップのもと、当社および子会社の役職員一同が繰り返し勉強し、企業としての社会的役割、責任を自覚し、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を全員が修得することを徹底する。

ロ. 代表取締役社長を長とするコンプライアンス委員会を組織し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。各部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。

ハ. 当社および子会社の取締役、執行役員ならびに各部門のコンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス委員会へ報告する体制を構築しており、その徹底を図っていく。

当社および子会社の使用人が直接通報・相談することを可能とするコンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の存在意義と認識を徹底する。通報・相談を受けたコンプライアンス委員会はその内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上で決定し、全社的に再発防止策を徹底する。

通報・相談を行った者に対しては、別途定めた「内部通報・相談規程」に従い対応する。内容によっては、適宜の情報開示を実施する。

ニ. 当社および子会社の監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

- ホ. 当社および子会社の使用人の法令・定款違反については、コンプライアンス委員会から当社人事部に処分を求め、役員の場合はコンプライアンス委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
- ヘ. 反社会的勢力による不当要求等の対応を所管する部署を当社総務部とし、当社および子会社は、対応マニュアルの整備と教育を行う。反社会的勢力には警察等関連機関と連携し、毅然と対応する。
- ③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- イ. 代表取締役社長は、総務部および担当取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る情報の保存および管理について、全社的に管理する「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ロ. 取締役は必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ④当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」を制定し、リスクマップを作成するとともにリスク分類ごとの責任部門を定める。代表取締役社長を長とするリスク管理委員会を組織し、当社および子会社のリスクを網羅的・総括的に管理する。重要度の高いリスクについては、対応策を決定し、リスクコントロールに努める。新たに発生したリスクについては、すみやかに担当部門を定める。
- ロ. 監査室は部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にリスク管理委員会および取締役会に報告し、改善策を審議・決定する。
- ⑤当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 以下のとおり経営管理をきめ細かく行うことにより、当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の職務の執行の効率化を図る。
- イ. 「取締役会規則」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」の見直しによる権限・意思決定ルールの明確化
- ロ. 取締役・執行役員・事業所長・子会社各社の取締役を構成員とする経営会議の充実と、事業部門毎の業績目標・予算設定とITを活用した月次・四半期業績管理の徹底
- ハ. 取締役会における取締役等の指名及び報酬等の意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、複数の独立社外取締役をその構成員とする。各委員会は、それぞれ「指名・報酬委員会規程」に則り、取締役等の指名及び報酬等について審議した結果を取締役に答申する。
- 二. 経営会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

- ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- イ. 当社および子会社各社における内部統制の構築を目指し、業務においては事業統括本部が、コンプライアンスにおいては企画管理本部が運営調整し、月1回の経営会議を通じ指示・要請等の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ロ. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、事業所長および子会社各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ハ. 当社の監査室は、当社および子会社各社の内部監査を実施し、その結果を担当部門および部門責任者に報告し、経営会議等を通じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ニ. 「関係会社管理規程」を制定し、子会社から当社への事前協議事項および報告事項を明確に定め、協議・報告体制の確立を図る。
- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、および当該取締役および使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社は、当面補助する取締役および使用人を設置しない。ただし、監査等委員会が必要と認め、設置要請がある場合には、すみやかに設置することとする。また、その取締役および使用人は社内組織から独立したものとする。
- ロ. 監査等委員会は、監査室員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）の指揮・命令は受けないものとする。また、取締役および使用人は、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示が確実に実行されるよう協力するものとする。
- ⑧当社および子会社の取締役、執行役員および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、ならびに当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告すべき事項を定める規程を監査等委員会と協議し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は次に定める事項を監査等委員会に報告することとする。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ロ. 毎月の経営状況で重要な事項
- ハ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ニ. 重大な法令・定款違反
- ホ. コンプライアンス相談窓口（企業倫理ホットライン）の通報・相談状況および内容

#### へ. その他コンプライアンス上の重要な事項

使用人は前項イ. およびニ. に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。

報告をした者に対しては別途定める「内部通報・相談規程」の規定により不利益な取扱いがないよう徹底する。

- ⑨監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に伴い生ずる費用等については、監査等委員である取締役はその効率性・適正性について留意し、別途定める「監査等委員会監査等基準」に従い会社に償還請求することができる。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」による職務分担や代表取締役との定期的な意見交換および会計監査人の監査時や「マネジメント・レター」等による定期的情報交換を実施する。また、必要に応じて顧問弁護士等による助言を受けることができる体制を構築する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①内部統制システム全般

当社および子会社各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

- ②コンプライアンスに関する体制について

当社は、当社および子会社各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、コンプライアンス勉強会等での教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「内部通報・相談規程」により相談・通報体制を設けており、子会社各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

- ③リスク管理体制に関する体制について

リスク管理規程に則り、リスク管理委員会においてリスクの把握と改善策を審議・決定し、適切な対応に努めております。

- ④監査等委員会および監査室の監査体制について

監査等委員は当社および子会社各社の重要な会議に出席して職務執行の状況等について報告をうけるとともに取締役（監査等委員である取締役を除く。）、会計監査人、監査室と情報交換を行い、監査機能の強化に努めております。また、監査室は内部監査計画に基づき、当社および子会社各社の内部監査を実施しております。

# 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>(46,457)</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>(12,302)</b>
現金及び預金	34,149	支払手形及び買掛金	3,004
受取手形及び売掛金	8,488	電子記録債務	792
電子記録債権	1,072	短期借入金	830
有価証券	300	1年内返済予定の長期借入金	706
たな卸資産	1,906	未払法人税等	2,544
その他	545	賞与引当金	450
貸倒引当金	△6	その他	3,973
<b>固 定 資 産</b>	<b>(52,807)</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>(3,518)</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>40,868</b>	長期借入金	1,618
建物及び構築物	10,482	役員退職慰労引当金	8
機械装置及び運搬具	4,016	退職給付に係る負債	1,171
土地	24,292	その他	720
建設仮勘定	1,608	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,821</b>
その他	469	(純資産の部)	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>562</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>(75,787)</b>
のれん	267	資本金	6,382
その他	295	資本剰余金	7,070
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,375</b>	利益剰余金	64,192
投資有価証券	7,765	自己株式	△1,857
長期預金	1,500	その他の包括利益累計額	(165)
繰延税金資産	1,299	その他有価証券評価差額金	173
その他	813	退職給付に係る調整累計額	△7
貸倒引当金	△1	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>(7,490)</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>99,264</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>83,443</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>99,264</b>



# 連結損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	56,867
売上原価	37,629
売上総利益	19,238
販売費及び一般管理費	6,297
営業利益	12,940
営業外収益	186
受取利息	58
受取配当金	18
受取保険金	46
受取地代家賃	3
受取補償金	22
その他	36
営業外費用	8
支払利息	5
保険解約損	0
投資事業組合運用損	0
その他	2
経常利益	13,118
特別利益	29
固定資産売却益	29
特別損失	110
固定資産売却損	0
固定資産除却損	90
減損損失	18
税金等調整前当期純利益	13,037
法人税、住民税及び事業税	4,027
法人税等調整額	△135
当期純利益	9,145
非支配株主に帰属する当期純利益	768
親会社株主に帰属する当期純利益	8,376

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,382	7,147	60,708	△329	73,909
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,397		△2,397
親会社株主に帰属する当期純利益			8,376		8,376
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
自己株式の取得				△4,120	△4,120
自己株式の処分		11		8	19
自己株式の消却		△87	△2,495	2,583	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△77	3,484	△1,528	1,878
当 期 末 残 高	6,382	7,070	64,192	△1,857	75,787

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	83	△0	83	6,724	80,717
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,397
親会社株主に帰属する当期純利益					8,376
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△0
自己株式の取得					△4,120
自己株式の処分					19
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	89	△7	82	766	848
当 期 変 動 額 合 計	89	△7	82	766	2,726
当 期 末 残 高	173	△7	165	7,490	83,443

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数

6社

連結子会社の名称

北陸ダイセキ株式会社  
株式会社ダイセキ環境ソリューション  
株式会社ダイセキMC R  
システム機工株式会社  
株式会社グリーンアローズ中部  
株式会社グリーンアローズ九州

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社（株式会社グリーンアローズホールディングス）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

主な耐用年数

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

##### ロ. 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。また、重要性が乏しいものは、発生年度に全額償却しております。

### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

#### ハ. 仕掛品

処理未完了の取引において発生した原価を含めております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (1) 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

### (2) 連結貸借対照表

前連結会計年度において、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は、893百万円であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

（繰延税金資産の回収可能性）

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,299百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、課税主体ごとの将来の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を検討し、回収が不確実と考えられる部分については、評価性引当額として繰延税金資産を計上しておりません。

②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、計画時における合理的な情報等を基礎として策定された事業計画に基づいてあります。将来の課税所得の見積りには、翌年度以降における市場環境の変化や、当社グループの受注状況等に関する仮定が含まれております。

③当連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りには不確実性が含まれるため、予測不能な市場環境等の変化等により繰延税金資産の回収可能性の評価に関する判断が変化した場合には、結果として将来繰延税金資産を減額する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	商品及び製品	420百万円
	仕掛品	1,096百万円
	開発事業等支出金	7百万円
	原材料及び貯蔵品	382百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		33,351百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 51,000,000株
- (2) 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数  
普通株式 431,518株
- (3) 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月27日定時株主総会	普通株式	1,198百万円	28円	2021年2月28日	2021年5月28日
2021年10月1日取締役会	普通株式	1,198百万円	28円	2021年8月31日	2021年10月26日

(注) 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を行っております。上記については、株式分割前の株式数を基準に算定しております。

- (4) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
2022年5月26日開催予定の第64回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	1,618百万円
1株当たり配当額	32円
基準日	2022年2月28日
効力発生日	2022年5月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等により実施しております。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、毎月各事業所長へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。債券は格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。主に債券や上場株式は、市場価格等の変動リスクに晒されておりますが、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務及び未払法人税等は、短期間で決済されるものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、長期借入金は固定金利にて調達しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	34,149	34,149	－
② 受取手形及び売掛金	8,488	8,488	－
③ 電子記録債権	1,072	1,072	－
④ 有価証券及び投資有価証券	7,837	7,837	－
⑤ 長期預金	1,500	1,465	△34
資産計	53,048	53,013	△34
① 支払手形及び買掛金	3,004	3,004	－
② 電子記録債務	792	792	－
③ 短期借入金	830	830	－
④ 未払法人税等	2,544	2,544	－
⑤ 長期借入金	2,325	2,322	△2
負債計	9,497	9,494	△2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、③電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④有価証券及び投資有価証券

この時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑤長期預金

長期預金は、中途解約しない限り元本が保証され、利率がマイナスとならないデリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引金融機関の組込デリバティブ時価評価額をもとに一体化した金額によっております。

負 債

①支払手形及び買掛金、②電子記録債務、③短期借入金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金

元金利の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて時価を表示しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	157
投資事業有限責任組合への出資	71

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,501円98銭
- (2) 1株当たり当期純利益 164円02銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>(38,820)</b>	<b>流動負債</b>	<b>(6,871)</b>
現金及び預金	31,138	電子記録債務	728
受取手形	304	買掛金	1,375
電子記録債権	858	リース債務	1
売掛金	4,203	未払金	747
有価証券	300	未払法人税等	1,708
たな卸資産	341	未払消費税等	403
短期貸付金	1,488	賞与引当金	297
その他	187	営業外電子記録債務	1,274
貸倒引当金	△2	その他	333
<b>固定資産</b>	<b>(37,878)</b>	<b>固定負債</b>	<b>(2,575)</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>22,019</b>	長期借入金	1,000
建築物	1,873	リース債務	2
構築物	1,654	退職給付引当金	972
機械及び装置	1,239	その他	599
車両運搬具	671		
工具、器具及び備品	175		
土地	15,139	<b>負債合計</b>	<b>9,447</b>
リース資産	4	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	1,260	<b>株主資本</b>	<b>(67,237)</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>274</b>	資本金	6,382
借地権	242	資本剰余金	7,051
ソフトウェア	29	資本準備金	7,051
水道施設利用権	2	<b>利益剰余金</b>	<b>55,661</b>
その他	0	利益準備金	204
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,583</b>	その他利益剰余金	55,456
投資有価証券	7,031	別途積立金	14,600
関係会社株式	4,480	繰越利益剰余金	40,856
差入保証金	252	<b>自己株式</b>	<b>△1,857</b>
長期貸付金	1,007		
保険積立金	420	<b>評価・換算差額等</b>	<b>(14)</b>
長期預金	1,500	その他有価証券評価差額金	14
繰延税金資産	886		
その他	3	<b>純資産合計</b>	<b>67,251</b>
貸倒引当金	△0	<b>負債・純資産合計</b>	<b>76,698</b>
<b>資産合計</b>	<b>76,698</b>		

# 損 益 計 算 書

(2021年 3 月 1 日から  
2022年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	32,881
売 上 原 価	19,413
売 上 総 利 益	13,467
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,054
営 業 利 益	9,412
営 業 外 収 益	228
受 取 利 息 及 び 配 当 金	73
そ の 他	155
営 業 外 費 用	2
支 払 利 息	0
保 険 解 約 損	0
そ の 他	1
経 常 利 益	9,638
特 別 利 益	14
固 定 資 産 売 却 益	14
特 別 損 失	73
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 除 却 損	73
税 引 前 当 期 純 利 益	9,579
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,892
法 人 税 等 調 整 額	△28
当 期 純 利 益	6,715

# 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利 益 準備金	その他利益剰余金				
					別 途 積立金	繰越利益 剰余金		その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	6,382	7,051	76	204	14,600	39,033	△329	67,019	2
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△2,397		△2,397	
当期純利益						6,715		6,715	
自己株式の取得							△4,120	△4,120	
自己株式の処分			11				8	19	
自己株式の消却			△87			△2,495	2,583	-	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									12
当期変動額合計	-	-	△76	-	-	1,822	△1,528	217	12
当 期 末 残 高	6,382	7,051	-	204	14,600	40,856	△1,857	67,237	14

## 1. 重要な会計方針に係る事項

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

主な耐用年数

建物

2年～50年

構築物

7年～30年

機械及び装置

4年～12年

#### ② 無形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の翌事業年度に一括費用処理することとしております。

また、執行役員（取締役である執行役員を除く）に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末必要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 消費税等の会計処理   | 税抜方式を採用しております。   |
| ② 仕掛品         | 産業廃棄物処理未完了の取引において発生した原価を含めております。                         |
| ③ 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっておりません。 |

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記することとしました。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は、709百万円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	商品及び製品	18百万円
	仕掛品	245百万円
	原材料及び貯蔵品	77百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		21,944百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び債務		
① 短期金銭債権		1,507百万円
② 長期金銭債権		1,000百万円
③ 短期金銭債務		58百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

① 売上高	231百万円
② 仕入高等	576百万円
③ 営業取引以外の取引高	72百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	431,518株
------	----------

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	94百万円
投資有価証券	17百万円
賞与引当金	90百万円
退職給付引当金	301百万円
長期未払金	176百万円
減価償却資産	114百万円
関係会社株式評価損	651百万円
その他	98百万円
繰延税金資産小計	1,545百万円
評価性引当額	△651百万円
評価性引当額小計	△651百万円
繰延税金資産合計	894百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△6百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△7百万円
繰延税金資産の純額	886百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社等

種類	会社名等	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円) (注)5	科目	期末残高(百万円) (注)5
子会社	北陸ダイセキ株式会社	所有 直接100.0	製品・商品の販売 産業廃棄物の処理受託等 商品の購入	石油製品・石油商品の販売、産業廃棄物の処理受託(注)1	42	売掛金	2
				燃料等の購入(注)2	166	買掛金	15
子会社	株式会社 ダイセキ環境ソリューション	所有 直接54.0	環境分析の委託等 産業廃棄物の処理受託・ 委託等 資金の援助	産業廃棄物の処理受託(注)1	28	売掛金	1
				産業廃棄物の処理委託(注)1 環境分析の委託(注)3	373	買掛金	41
				資金の貸付及び利息の受取(注)4	3	短期貸付金	180
						長期貸付金	1,000
子会社	株式会社 ダイセキMCR	所有 直接100.0	産業廃棄物の処理受託等 商品の販売 資金の援助	産業廃棄物の処理受託、使用済バッテリーの販売(注)1	158	売掛金	15
				資金の貸付及び利息の受取(注)4	1	短期貸付金	1,150
子会社	システム機工株式会社	所有 直接100.0	産業廃棄物の処理受託等 タンク洗浄作業の委託等 資金の援助	産業廃棄物の処理受託(注)1	0	売掛金	—
				タンク洗浄作業の委託(注)1	0	買掛金	—
				資金の貸付及び利息の受取(注)4	0	短期貸付金	158

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉のうえで決定しております。  
 2. 燃料等の購入については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。  
 3. 環境分析の委託については、市場の実勢価格を勘案して発注及び価格を決定しております。  
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。  
 5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,329円91銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 131円48銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社ダイセキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩 幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲垣 吉 登

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイセキの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイセキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社ダイセキ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 浩 幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲垣 吉 登

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイセキの2021年3月1日から2022年2月28日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月14日

株式会社 **ダイセキ** 監査等委員会

監査等委員	佐橋典一	㊟
監査等委員	水野信勝	㊟
監査等委員	加古三津代	㊟

(注) 監査等委員佐橋典一氏、水野信勝氏及び加古三津代氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

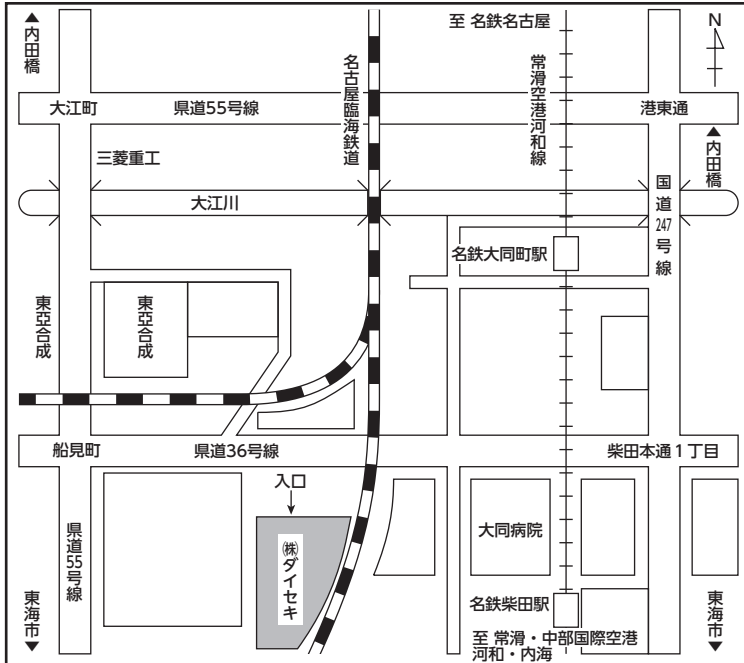
以上





# 第64回定時株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市港区船見町1番地86  
電話 (052) 611-6322  
当社本社ビル4階会議室



## ○ 交通機関

名古屋鉄道 常滑・中部国際空港・河和・内海方面  
「名鉄金山駅」より6駅目「名鉄柴田駅」下車、徒歩約13分

## ※ 名鉄柴田駅は普通列車のみ停車となります。

なお、名古屋駅方面よりお越しの株主様は、名鉄金山駅で普通列車にお乗換えください。

## ○ 送迎車

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止のため、「名鉄柴田駅西出口」から会場までの送迎用タクシーにつきましては、今回ご用意はございませんので、予めご了承ください。

